

東員町公開型・統合型 GIS 等構築運用業務

特 記 仕 様 書 (案)

令和6年 8月
東員町 財政課

第1章 総則	1
第1条 (適用範囲)	1
第2条 (目的)	1
第3条 (履行期間)	1
第4条 (発注部署及び納入場所)	1
第5条 (準拠する法令等)	1
第6条 (測定の基準)	2
第7条 (提出書類)	2
第8条 (配置技術者)	2
第9条 (守秘義務及びセキュリティの遵守)	3
第10条 (損害賠償等)	3
第11条 (完了検査)	3
第12条 (成果品の帰属)	3
第13条 (貸与資料)	3
第14条 (システム運用費)	3
第15条 (再委託の禁止)	4
第16条 (疑義)	4
第17条 (その他の留意事項)	4
第2章 作業計画等	5
第18条 (作業計画)	5
第19条 (資料収集整理)	5
第20条 (打合せ協議)	5
第3章 データの整備・調整	6
第21条 (移行データ調整)	6
第22条 (追加データ整備)	6
第23条 (新規データ調達・調整)	6
第4章 システム要件	7
第24条 (整備対象システムと概要)	7
第25条 (公開型 GIS の要件)	8
第26条 (統合型 GIS の要件)	10
第27条 (現地調査システムの要件)	12
第5章 システム構築	13
第28条 (システム要件整理・設計)	13
第29条 (システム環境設定)	13
第30条 (システムテスト)	14
第31条 (マニュアル整備)	14
第32条 (操作研修)	14
第6章 保守サポート	16
第33条 (保守サポート)	16
第34条 (データ更新)	16
第7章 成果品	18

第35条	(成果品)	-----	18
資料1	：モデル仕様書を踏まえた本業務における対応内容	-----	19

東員町公開型・統合型 GIS 等構築運用業務

特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 (適用範囲)

- 1 本特記仕様書は、東員町（以下、「発注者」という）が受託者（以下、「受託者」という）に委託する「東員町公開型・統合型 GIS 等構築運用業務」（以下「本業務」という）に適用する。

第 2 条 (目的)

- 1 現在、道路や上下水道等のインフラ情報の提供は、窓口または電話で受け付け、紙媒体で確認することが多く、時間と手間がかかり、町民や事業者の負担にもなっている。本事業では、公開型 GIS を導入し、町民や事業者に対し、様々な地理空間情報をわかりやすく迅速に公開・提供することで、問い合わせ対応業務の削減や事業者への正確な情報提供を行い、行政サービスの向上と職員の業務負担軽減を図る。
- 2 新たに導入する統合型 GIS で、管理している地図情報を素早く公開型 GIS に公開できる仕組みを構築することにより、住民サービスの向上や行政事務の効率化を図る。
- 3 現地で収集・登録した調査結果記録や写真を、統合型 GIS に連携し、住民にとって必要な情報は公開型 GIS へ反映させ、常に最新の変更情報や危険箇所等を確認できるようにすることで、行政サービスの利便性向上と効率的な事業実施を図る。

第 3 条 (履行期間)

- 1 本業務は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする
 - (1) 本業務で構築するシステムの構築期間は、契約日から令和 7 年 1 月末日までとする。
 - (2) 本稼働は、令和 7 年 2 月 1 日とする。なお、令和 7 年 2 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（26 カ月）分のシステム運用業務については、本業務に含めることとする。また、それ以降については協議の上、別途契約を締結するものとする。

第 4 条 (発注部署及び納入場所)

- 1 東員町役場 財政課

第 5 条 (準拠する法令等)

- 1 「受託者」は、業務実施にあたり、関連する法令及び条例等を遵守すること。
 - (1) 測量法
 - (2) 都市計画法
 - (3) 著作権法
 - (4) 個人情報の保護に関する法律

- (5) 地理空間情報活用推進基本法
- (6) 地理空間情報活用推進基本計画
- (7) 国土交通省公共測量作業規程
- (8) 作業規程の準則
- (9) 国土交通省国土地理院「地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014」
- (10) 東員町財務規則
- (11) 東員町個人情報保護法施行条例
- (12) 東員町セキュリティポリシー
- (13) その他関係法令等

第6条（測定の基準）

- 1 本業務で使用するすべての位置座標ならびに標高は次のとおりとする。
 - (1) 準拠する測地系 : 日本測地系 2011
 - (2) 水平位置の座標系 : 平面直角座標系第 VI 系（平成 14 年国土交通省告示第 9 号）

第7条（提出書類）

- 1 「受託者」は、業務の着手にあたり予め以下の書類を「発注者」に提出し、受領・承認を経なければならない。
 - (1) 着手届
 - (2) 管理技術者届、担当技術者届、照査技術者届
 - (3) 業務工程表
 - (4) 業務実施計画書
 - (5) その他「発注者」が必要と定めたもの
- 2 「受託者」は、作業の進捗状況を「発注者」にその都度書面又は電子メールにより報告するとともに、作業月報を提出するものとする。

第8条（配置技術者）

- 1 本業務における配置技術者は、次のとおりとする。

技術者名称	概要
管理技術者	・過去 5 年以内に地方自治体において、統合型 GIS 構築業務、並びに公開型 GIS 構築業務の実績（管理技術者、照査技術者、担当技術者等）を有している者。 ※管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。
担当技術者	・過去 5 年以内に地方自治体において、統合型 GIS 構築業務、並びに公開型 GIS 構築業務の実績（管理技術者、照査技術者、担当技術者等）を有している者。
照査技術者	・過去 5 年以内に地方自治体において、統合型 GIS 構築業務、並びに公開型 GIS 構築業務の実績（管理技術者、照査技術者、担当技術者等）を有している者。 ※管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。

第9条 (守秘義務及びセキュリティの遵守)

- 1 「受託者」は、本業務を行う上で、取り扱う行政情報（貸与資料等）に対してのセキュリティ管理の徹底を保証する為、「受託者」作業場所において以下の関係資格を取得し、契約時に登録証の写しを提出するものとする。なお、取得していない資格がある場合は業務開始時までに取り得るものとする。

- (1) ISMS (ISO/IEC27001 または JISQ27001) : 情報セキュリティマネジメントシステム
- (2) プライバシーマーク (JISQ15001) : 個人情報保護マネジメントシステム
- (3) ISO9001 または JISQ9001 : 品質マネジメントシステム

第10条 (損害賠償等)

- 1 「受託者」は、本業務の実施中に発生した諸事故に対して一切の責任を負い、その原因、経過及び被害内容等について速やかに「発注者」に報告するものとする。また、損害賠償の請求があった場合、全て「受託者」の責任において処理することとする。

第11条 (完了検査)

- 1 本業務は、業務完了届・成果品納品書と共に成果品を提出し、管理技術者立会いの上、「発注者」の業務完了検査を受け、検査合格により完了とする。なお、業務完了後といえども成果品に誤り及び品質基準を満たしていない箇所が発見された場合は、「発注者」の指示に従い、「受託者」は責任をもって再検査し、直ちにその誤り等を訂正しなければならないものとする。

第12条 (成果品の帰属)

- 1 「受託者」は、本業務で得られた成果品及び中間成果品の著作権、ならびに翻訳権・翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利を「発注者」に譲渡するものとし、この場合の譲渡に係る費用は委託料に含まれるものとする。

第13条 (貸与資料)

- 1 本業務において、「発注者」より貸与される資料については、「受託者」はその重要性を認識し、資料の破損、紛失、盗難等の事故が生じないように取り扱うものとする。また、業務完了後は、速やかに「発注者」に返却するものとする。
- 2 「受託者」は資料の貸与を受けた際、貸与品リストを監督者に提出すること。

第14条 (システム運用費)

- 1 本業務には以下に記載するシステム運用費（利用料・保守料）についても含むものとする。なお、データ更新は「発注者」から提供される Shape 形式、CSV 形式等のファイルを「受託者」がシステムにセットアップし、動作確認を行うものとする。
 - (1) 統合型 GIS 利用料・保守料 26 ヶ月
 - (2) 公開型 GIS 利用料・保守料 26 ヶ月
 - (3) 現地調査システム利用料 26 ヶ月

第15条（再委託の禁止）

- 1 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ内容を明らかにした書面により「発注者」の承諾を得たときは、この限りではない。

第16条（疑義）

- 1 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ、「受託者」は「発注者」の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第17条（その他の留意事項）

- 1 本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプ【TYPE1】に本町が採択された事業として実施するものである。
- 2 本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプ【TYPE1】を活用した事業であるため、初期構築費用及び 2024 年度～2026 年度のシステム運用費は 2024 年度中に支払うものとする。
- 3 本業務は、デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、デジタル庁のモデル仕様書に準拠したサービス実装を行うものとする。

第2章 作業計画等

第18条（作業計画）

- 1 本業務の内容及び業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画立案し、実施計画書にとりまとめるものとする。

実施工程に重要な変更が生じた場合には、その都度変更した工程表を提出し、「発注者」の承認を得なければならない。

なお、工程表について「発注者」が特に指示をした場合には、さらに細部の実施工程表を提出しなければならない。特に時期の定められた箇所及び項目については、「発注者」と事前に協議し、工程の進捗を図らなければならない。

第19条（資料収集整理）

- 1 本業務での必要書類の収集・整理を行い、「発注者」の承諾のもとに資料の複製を行うものとする。なお、資料類の時点は原則として最新時点とし、データ化されている資料については極力データにより、かつ流通性が高いフォーマットにより貸与するものとする。

なお、デジタルデータの資料収集に、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に登録されているデータ転送サービスを活用するなど、情報漏洩に努めること。

第20条（打合せ協議）

- 1 本業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ、成果品納入時の計4回以上とし、業務の性質上必要と認められる場合は適宜行うこと。

第3章 データの整備・調整

第21条（移行データ調整）

- 1 「発注者」が貸与する既存地図情報等を公開型 GIS 及び統合型 GIS（以下、「新システム」という）に搭載するものとする。搭載対象データは、汎用的なファイルフォーマット（Shape 形式、CSV 形式等）にて「発注者」から「受託者」に提供するものとする。
- 2 既存 GIS からの現行データの加工・抽出・出力は別途業務にて実施するため、本業務には含まないものとする。
- 3 移行対象となるデータは、資料2-1「東員町統合型 GIS 現行データ一覧」に記載のとおりとする。

第22条（追加データ整備）

- 1 「受託者」は、「発注者」より貸与する資料を基に新システムに運用可能なよう搭載するものとする。なお搭載するデータに対し、レイヤ設定（図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等）を行うものとする。
- 2 新システムに追加レイヤとして搭載するデータは、資料2-2「新規データ等一覧」を基本とするが、「発注者」と「受託者」の協議により詳細を決定するものとする。

第23条（新規データ調達・調整）

- 1 本業務で統合型 GIS に追加搭載するデータは以下のとおりとする。「受託者」はデータ調達、変換を実施し、搭載するものとする。

(1) 住宅地図

東員町全域の住宅地図（株式会社ゼンリン社製等）を調達し、調達時点で最新のものを統合型 GIS へ搭載し、同時 10 アカウントで利用できるものとする。なお、調達する住宅地図データを用いて、住所検索や目標物検索、アドレスマッチングなどの機能が動作するように構築すること。尚、住宅地図は年間利用の他、更新があった場合は統合型 GIS へ反映すること。

(2) 民間案内地図（公開型 GIS 用ベースマップ）

インターネット公開等の二次利用が可能なもので、表示縮尺に合わせて住所地名・目標物注記の配置や地図記号等の表記が最適化されている地図を調達し、公開型 GIS の背景地図として搭載し使用できるように構築すること。

第4章 システム要件

第24条（整備対象システムと概要）

1 新システムは、以下により構成されるものとする。

品目	適用
公開型 GIS	インターネット ASP 方式の住民向け GIS（住民及び事業者等の利用を想定）
統合型 GIS	LGWAN-ASP 方式の庁内向け GIS（職員の利用を想定）
現地調査システム	インターネット回線を利用したクラウドサービス（職員の利用を想定）

2 「発注者」における新システムの利用環境は以下のとおりとする。

項目	概要
機器環境	・パソコン① ・CPU : Core i5 1135G7 (2.4GHz) ・メモリ : 8GB ・SSD : 256GB ・OS : Windows10 ・ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome ・使用想定 LGWAN 接続系端末数：約 200 台
ネットワーク環境	・LGWAN 環境 ・回線速度：東員町-県ノード 100Mbps ・有線および無線にて接続 ・インターネット環境 ・回線速度：100Mbps ・自治体情報セキュリティ対策の3層分離における仮想ブラウザ環境にて利用。
システム管理者	財政課

3 構築するサービスの概要は以下のとおりとする。

項目	概要
サービス	①公開型 GIS の構築により町民の利便性を向上 ・誰もが様々な端末から容易に行政情報を閲覧・利活用できるシステムを構築する。 ・公開型 GIS には、都市計画や道路、防災などのインフラ情報など幅広い情報を搭載する。 ②統合型 GIS の再構築による情報共有の効率化 ・公開型 GIS の構築に伴い、庁内情報の円滑な公開を支援する統合型 GIS を再構築する。 ・地図情報の共有と公開に向けた基盤を構築し、全庁的な情報資産の利活用ならびに住民サービスの向上を図る。 ③現地作業システムの構築により町民の利便性の向上 ・現地で収集・登録した調査結果記録や写真を、統合型地図情報システムに連携し、迅速な更新を行えるシステムを構築する。 ・住民にとって必要な情報は公開型 GIS へ反映させることで、常に最新の変更情報や危険箇所等を確認できるようにする。

第25条（公開型GISの要件）

1 公開型GISのシステム要件は、以下のとおりとする。

分類	項目	要件
サービス提供環境	機器環境	サービス利用環境は、以下のとおりとする。 - 一般的なパソコン、スマートフォン、タブレット等が有する基本的な機能のみで動作すること。 - 利用に際し、事前に特別なアプリケーションやプラグイン等のインストールを必要としないこと。 - 利用者向けサービス・主要なWebブラウザ（Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome）において利用できること。各ブラウザのバージョンについては、ブラウザベンダーの保守対象のバージョンとする。 - スマートフォン、タブレットといったモバイル端末では、過去3年以内に発売された主要な機種に対応し、また、運用期間中に販売される主要な機種において、追加費用なしで利用可能となるよう速やかに対応すること。
	ネットワーク環境	利用者、管理者双方にサービスを提供するネットワーク環境は、インターネット環境とすること。 インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。 「受託者」は「発注者」と協議により、「発注者」の通信環境に対応すること。
	データ管理	・週1回フルバックアップ、その他6日間は差分をバックアップのうえ、いずれもバックアップデータを3週間分保存する。
	サービス提供時間	原則、24時間365日利用可能とすること。 ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。
ライセンス数	利用者側ライセンス	利用するクライアント数に制限がないこと（フリーライセンス）。
	管理者側ライセンス	利用する端末台数等の制限はないものとする。 統合型GISで作成・編集したデータを、簡易な操作で速やかに公開型GISに反映できること。
デザイン・操作性	デザイン	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。
	操作性	利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であること。 - ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。 - 利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルを見なくても利用可能なインターフェースとすること。 - 統合型GISで作成・編集したデータを、簡易な操作で速やかに公開型GISに反映できること。
情報セキュリティ	システムログ	エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要となるログ情報を取得すること。
	アクセス・操作ログ	管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。
	不正プログラム対策	システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。

分類	項目	要件
		システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。
サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	「発注者」が登録した情報のうち、「発注者」の情報管理権限を有する情報については、全て抽出し「発注者」に提供すること。
	保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。 消去においては、復元不可能な状態にすること。
利用規約等	利用規約への同意	利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとる機能を有すること。
問合せ機能	—	問合せ方法に関する情報が掲載できること。
統計機能	—	システム運用状況は、定期及び任意で以下を集計できること。 ・稼働率 ・インシデント発生状況 ・問い合わせ実績 サービス利用状況について、定期及び任意で以下を集計できること。 ・サイトを訪問したユーザの数 ・マップ毎の閲覧数
関係法規制への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。
資格管理 （管理側アカウント管理）	管理情報	職員用アカウント（システム管理者及びコンテンツ管理者）を登録できること。 以下のユーザ管理に対応すること。 ・ID とパスワードによるユーザ認証 ・ユーザ毎の操作権限設定（閲覧、編集等）ができること。
	アカウント設定方法・認証方法	登録できるユーザ数に制限が無いこと。
		システム管理者によるパスワードのリセット（又は再設定）ができること。
地図の種類・ライセンス	—	システムで使用する地図の種類、必要なライセンス数は以下のとおり。 ・民間案内地図（同時接続に制限が無いこと） なお、搭載する背景地図は、町内及び町外の住所、施設名称（民間施設）等に関する情報を表示できるとともに、キーワード入力した検索が可能なこと。
提供機能	—	資料3「公開型GIS」に記載の機能を有すること。
その他	—	データセンターについては、以下の要件を満たすものとする。 ①建築基準法の新耐震基準を満たす耐震構造又は免震構造であること。 ②水没や浸水の恐れがないこと。 ③消防法に基づいた消火設備及び火災検知設備を有すること。 ④停電時に非常用発電設備を有し、発電設備がサーバ機器に電力共有可能になるまで、十分な要領を保持する無停電現装置が設置されていること。 ⑤入室を許可された者以外の立ち入りを禁じていること。 ⑥カードキー等により入退室が記録され、許可された者以外の入室を排除すること。

第26条（統合型GISの要件）

1 統合型GISのシステム要件は、以下のとおりとする。

分類	項目	要件
サービス提供環境	機器環境	・第24条2に記載の通り。
	ネットワーク環境	・第24条2に記載の通り。 ・サービスを提供するネットワーク環境は、LGWAN-ASP環境とすること。
	データ管理	・日本国の法律が及ぶ範囲にシステム環境並びにバックアップデータを配置すること。 ・データ消失を伴う障害発生時において、障害発生前日の状態にデータを復元することを目的として、適切なバックアップ管理を行うこと。 ・搭載するレイヤ数に制限がないこと。データ量の増加に伴い、サービス利用料に変更がある場合には、あらかじめ明示すること。
	サービス提供時間	原則、24時間365日利用可能とすること。 ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。
ライセンス数	利用者側ライセンス	同時接続20ライセンス ただし、利用するクライアント（端末数）には制限がないこと。 また、下記機能がそれぞれ2ライセンス以上で利用できること。 ・下水道管理システム（資料3） ・固定資産管理システム（資料3）
	管理者側ライセンス	利用者側ライセンスに含む。 ユーザ管理機能により、システム管理者を設定するものとする。
デザイン・操作性	デザイン	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。
	操作性	利用者にわかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であること。 ・ストレスなく地図遷移や画面展開が可能である等、動作速度が優れたシステムであること。 ・利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルを見なくても利用可能なインターフェースとすること。
情報セキュリティ	システムログ	エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要となるログ情報を取得すること。
	アクセス・操作ログ	アクセスログ・操作ログを取得すること。 ログ等からシステムにアクセスした職員を特定できること。
	不正プログラム対策	システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。
		システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。
サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	「発注者」が登録した情報のうち、「発注者」の情報管理権限を有する情報については、全て抽出し「発注者」に提供すること。
	保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。 消去においては、復元不可能な状態にすること。
統計機能	—	システム運用状況は、定期及び任意で以下を集計できること。 ・稼働率 ・インシデント発生状況 ・問い合わせ実績

分類	項目	要件
		サービス利用状況について、定期及び任意で以下を集計できること。 ・現在ログインしているユーザ数 ・ログインしたユーザの数 ・ユーザ毎のログイン数
関係法規制への対応	—	サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。
著作権	—	第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は「受託者」が行うこと。
資格管理 (管理側アカウント管理)	管理情報	システム管理者及びユーザを登録できること。 また、以下のユーザ管理に対応すること。 ・ID とパスワードによるユーザ認証 ・ユーザ毎の操作権限設定（閲覧、編集等）ができること。 ・ログイン中の端末のうち、一定時間システム操作がないものを自動ログオフできること。 ・窓口業務等に利用するユーザ等、特定のユーザが常にログインできる仕組みを有すること。 ・庁内グループウェアシステムと連携し、シングルサインオンでログインできること。 ・職員コード及び所属コードを本町が管理する共通基盤と統一したコードとし、人事異動の際のデータ連携ができるように構築すること。詳細な連携方法については別途協議する。
	アカウント設定方法・認証方法	登録できるユーザ数に制限が無いこと。
		システム管理者によるパスワードのリセット（又は再設定）ができること。
地図の種類・ライセンス	—	システムで使用する地図の種類、必要なライセンス数は以下のとおり。 ・民間案内地図 ・住宅地図（同時接続 10 ライセンス） なお、搭載する住宅地図は、町内の住所、施設名称（民間施設）等に関する情報を表示できるとともに、キーワード入力した検索が可能なこと。
提供機能	—	資料 3 「統合型 GIS」に記載の機能を有すること。
その他	—	データセンターについては、以下の要件を満たすものとする。 ①「総合行政ネットワーク ASP 登録及び接続資格審査要領」（令和 6 年 3 月 11 日）第 2 章第 6 条を満たすものとする。 ②データセンターは、日本国内に立地していること。 ③建築基準法の新耐震基準を満たす耐震構造又は免震構造であること。 ④水没や浸水の恐れがないこと。 ⑤消防法に基づいた消火設備及び火災検知設備を有すること。 ⑥停電時に非常用発電設備を有し、発電設備がサーバ機器に電力共有可能になるまで、十分な要領を保持する無停電現装置が設置されていること。 ⑦入室を許可された者以外の立ち入りを禁じていること。 ⑧カードキー等により入退室が記録され、許可された者以外の入室を排除すること。 ⑨情報セキュリティマネジメント (ISO27001) 適合性評価精度の認証を受けていること。

第27条（現地調査システムの要件）

1 現地調査システムのシステム要件は以下のとおりとする。

- (1) インターネット回線を利用したクラウドサービスとし、別途導入するタブレット端末等を使用し、現場で防災・道路・農業・税務行政の写真や各種情報を効率よく収集できること。
- (2) 統合型 GIS と連携して地図画面から情報の蓄積及び共有ができること。
- (3) 現地調査システムと統合型 GIS 間のデータ連携は、適切なセキュリティ対策を施した上で安全に行えること。データ連携の詳細については、設計段階で「受託者」と「発注者」と協議し、決定するものとする。
- (4) ライセンス数は、同時利用5アカウント以上とすること。
- (5) ID とパスワードによるユーザー認証とユーザーの操作権限設定の仕組みを有すること。
- (6) 資料3「現地作業システム」に記載の要件を満たすこと。なお、対応の可否について記載の上、「発注者」に提出すること。
- (7) その他必要な機能等については、「受託者」「発注者」で協議し決定するものとし、統合型 GIS との連携にかかる費用については、「受託者」が負担するものとする。

第5章 システム構築

第28条 (システム要件整理・設計)

1 新システムの構築上必要となるシステム要件について整理し、「受託者」がシステム設計書として取りまとめるものとする。なお、詳細については「発注者」と「受託者」の協議の上、決定するものとする。

(1) 公開型 GIS

- ①システム要件 (制約条件、機能・非機能要件の整理を含む)
- ②アカウント構成 (管理者ユーザ)
- ③レイヤ構成
- ④公開用 TOP ページデザイン
- ⑤公開用コンテンツ
- ⑥システム運用要件
- ⑦その他必要なもの

(2) 統合型 GIS

- ①システム要件 (制約条件、機能・非機能要件の整理を含む)
- ②アカウント構成 (ユーザ・ユーザグループ)
- ③レイヤ構成及び権限構成
- ④システム運用要件
- ⑤その他必要なもの

(3) 現地調査システム

- ①システム要件 (制約条件、機能・非機能要件の整理を含む)
- ②アカウント構成 (ユーザ・ユーザグループ)
- ③レイヤ構成及び権限構成
- ④システム運用要件
- ⑤その他必要なもの

第29条 (システム環境設定)

1 「受託者」は、「受託者」作業場所において新システム環境を構築する。実施する内容は以下のとおりとする。

なお、詳細については「発注者」と「受託者」の協議の上、決定するものとする。

- (1) レイヤ設定 (図形表現範囲・属性管理項目及び順序・関連ファイル設定等)
- (2) ユーザグループ設定 (管理者ユーザ・一般ユーザ・所属グループ等)
- (3) 図形レイヤ・属性テーブル権限設定 (表示・印刷・出力・画像出力・重ね合わせ制御等)
- (4) データベース設定 (検索テーブル・印刷レイアウト・出力帳票形式等)

2 統合型 GIS に搭載されたレイヤを、職員又は「受託者」の操作で公開型 GIS に反映させるための設定を行うものとする。

3 公開型 GIS の運用開始 (一般公開) に先立ち、非公開のテストサイトを用いて「発注者」の検証を受けることとする。検証内容は以下のとおりとする。

- (1) 統合型 GIS によるデータ更新
- (2) 更新データの公開処理 (統合型 GIS→公開型 GIS)

(3) 公開型 GIS のデータ確認

第30条 (システムテスト)

- 1 「受託者」は、統合型 GIS 及び公開型 GIS に搭載された各種データが、システム上で正常に稼働しているかの検証を行い、監督者に報告を行うものとする。検証結果で不備がある場合には、「受託者」の責任によりシステムで正常に稼働するよう調整を行い、その結果を再度報告するものとする。

第31条 (マニュアル整備)

- 1 新システムの利用法を示した操作マニュアルを整備するものとする。操作マニュアルは、納品されたものと同じものを、システム（ヘルプページ）上で利用者が閲覧できるようにすること。
- 2 変更が生じた際には、その都度マニュアルを改訂し、納品すること。
- 3 整備する操作マニュアルは、下表のとおりとする。

分類	対象システム	利用者	内容
操作 マニュアル	公開型 GIS	住民及び事業者等	・公開型 GIS の利用方法を、初心者でも理解しやすいよう、機能毎に操作の手順を明確に記述すること。
	統合型 GIS	利用職員	・統合型 GIS の利用方法を、初心者でも理解しやすいよう、機能毎に操作手順を明確に記述すること。
	現地作業システム	利用職員	・現地作業システムの利用方法を、初心者でも理解しやすいよう、機能毎に操作手順を明確に記述すること。
管理者 マニュアル	公開型 GIS 統合型 GIS 現地作業システム	システム 管理者 コンテンツ 管理者	・統合型 GIS、公開型 GIS 及び現地調査システムに関して、システム管理者が行うべき作業（ユーザ登録・変更・削除、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得・閲覧など）の定義及び運用ツールなどの操作方法について記述すること。 ・障害発生時における必要な対処措置などについても、専門的な知識がなくても理解できるよう、分かりやすく記述すること。

(操作研修)

- 1 「受託者」は、仮運用期間に、新システムを管理・運用するうえで必要となる操作やデータ更新方法等について、必要な研修を実施するものとする。
- 2 配布資料、研修機材は「受託者」、研修用端末は「発注者」が用意するものとする。
- 3 研修内容は、下表を基本とする。

項目	内容	研修形式	1回あたり受講人数 (回数)
利用職員研修 (統合型 GIS)	システム概要、システム利用方法、 データ管理・更新方法	実機操作	30 人 (全 2 回)

管理者研修 (公開型GIS 及び統合型GIS)	ユーザ登録、変更、権限設定、レイヤ追加、属性登録、操作ログ取得	実機操作	10 人 (全1回)
利用職員研修 (現地作業システム)	システム概要、システム利用方法、データ管理・更新方法	実機操作	20 人 (全1回)

第6章 保守サポート

第32条 (保守サポート)

- 1 安定したシステム稼働を維持するためにシステム保守を行うものとする。
- 2 令和7年2月1日～令和9年3月31日分のシステム保守は、本業務に含め契約する。
- 3 導入する各システムの保守要件は以下に記載の内容を標準とするが、SLA（サービスレベル・アグリメント）に基づき「発注者」「受託者」が協議の上、定義内容を決定するものとする。

サービスレベル設定項目		内容	設定値
ASP サービス	データ容量	主題地図やレイヤの登録数に関する制限	レイヤ制限なし
	死活監視・障害監視	ハードウェアの死活監視・障害監視の間隔	5分
	H/W 障害通知	障害検知時から発生を通知するまでの時間	1時間以内
	記録（ログ等）	利用状況、例外処理及びセキュリティ事象のログ保存期間	3年
	セキュリティパッチ管理	パッチの更新間隔（ベンダーリリースからパッチ更新開始までの時間）	原則1回/月（緊急時は、協議）
	リカバリポイント	復旧データのバージョン（障害発生から遡り、復旧するデータの時点）	前日バックアップデータまで復旧
サポート	サービス窓口	電話・メール受付時間（電話・メールによる問合せ受付）	平日：8:30～18:00 （土・日・祝日及び12/29～1/3を除く）
		電話・メール回答（電話・メールによる問合せ回答）	1営業日以内に一次回答
	停止事前通知	メンテナンス等の一時的サービス停止時の事前通知	原則2週間前に通知
	GIS エンジン・バグ修正プログラム、リビジョンアップ版の配布	GIS エンジン・バグ修正プログラム、リビジョンアップ版の配布	適宜（サービス停止が伴う場合は協議）
	ウィルス定義更新	発表後からウィルスチェックソフトの定義ファイル更新までの時間	120分毎
業務報告	業務報告	稼動経過を報告書にまとめて提出、内容は以下を想定しているが、報告内容は別途協議とする。 ・ログ（アクセス数等）、サポートセンターへの問い合わせ履歴 等	1回/年

第33条 (データ更新)

- 1 「受託者」は、運用保守期間中に更新されたデータを新システムに反映するものとする。
- 2 データの修正・更新作業については、本業務に含むものとする。

3 本業務で対象となるデータ・更新頻度、並びに対象システムは資料2－3「更新計画」のとおりとする。

第7章 成果品

第34条 (成果品)

1 本業務における成果品は以下のとおりとする。

(1) システム搭載データの整備・調整関連

①追加レイヤデータ 1 式

②住宅地図ライセンス (同時接続 10 ライセンス) 1 式

(2) システム関連

①システム搭載用 GIS データ (システムに格納) 1 式

②各種操作マニュアル 1 式

③研修用マニュアル印刷 (研修対象者への配布用) 1 式

④統合型 GIS 使用权 1 式

⑤公開型 GIS 使用权 1 式

⑥現地作業システム使用权 1 式

(3) 業務報告書等

①業務報告書 1 式

②その他協議により必要とされた資料 1 式

(4) その他

①提案に基づく成果品等 1 式

資料 1：モデル仕様書を踏まえた本業務における対応内容

本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金のデジタル実装タイプ【TYPE1】に東員町が採択された事業として実施するものである。

本業務はデジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、デジタル庁のモデル仕様書に準拠した実装を行うものとする。

下表では、モデル仕様書を踏まえた本業務における対応を以下2つに分類している。

- (1) 必須機能：構築するサービスにおいて、サービス開始時点までに対応する要件
- (2) 今後拡張：構築するサービスにおいて、サービス開始後に拡張可能とする要件

モデル仕様書・要件定義				本業務に おける対応	本仕様書における 記載箇所
機能分類体系			要件	必須 機能	今後 拡張
大項目	中項目	小項目			
■基本要件					
共通事項	サービス 提供環境	機器環境	利用者、管理者双方のサービス利用環境を指定する。 利用者の操作機器環境 ・対応させる機器（PC/スマートフォン） ・対応OSとそのバージョン ・対応ブラウザとそのバージョン 管理者の操作機器環境 ・対応させるOSとそのバージョン ・対応ブラウザとそのバージョン 利用環境においては、Java、ActiveX、.NET Framework 等のプログラムを別途必要としないこと。必要とする場合は、その理由を明確に示すこと。	○	第25条（公開型GISの要件）
		ネット ワーク環 境	サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の暗号化について指定する。 例) 利用者側環境：インターネットで動作すること 管理者側環境：LG-WAN（又はインターネット）で動作すること。 インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。 通信環境は、次のとおりとする。 ※自治体情報セキュリティ対策の3層分離において、仮想デスクトップ環境など仮想環境にて利用する場合には、その環境を明示し、動作可能なことを条件として示す。	○	第25条（公開型GISの要件）
		データ管 理	データのバックアップに関して次の点について指定する。 ・どのような環境でバックアップを行うか ・間隔と世代数（例：週次で4世代保有すること）	○	第25条（公開型GISの要件）
		サービス 提供時間	原則、24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。	○	第25条（公開型GISの要件）
	ライセン ス数	管理者側 ライセン ス	アカウントライセンスの場合に必要なライセンス数（特権ユーザと一般ユーザ毎）等を指定。 デバイスライセンスの場合は、利用想定機器台数を指定。 例：特権ユーザアカウントを5アカウント以上、一般ユーザアカウントを50アカウント以上提供すること。	○	第25条（公開型GISの要件）
	デザイ ン・操作 性	デザイン	表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。	○	第25条（公開型GISの要件）

モデル仕様書・要件定義				本業務における対応		本仕様書における 記載箇所
機能分類体系			要件	必須 機能	今後 拡張	
大項目	中項目	小項目				
		操作性	利用者およびサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であることを示す	○		第25条（公開型GISの要件）
		アクセシビリティ	「JIS X8341-3：2016」が規定する「レベルAA」に準拠するなどアクセシビリティに配慮したデザインであること。		○	—
		視覚障害者支援	サービスを円滑に利用するためのユーザ補助機能として、次のような機能を用意できること。 例) ・視覚障害者が自力でユーザー向けアプリ等を操作できる機能 ・各種機能をショートカットキーにより利用できる機能など		○	—
		多言語対応	（多言語対応が必要な場合） 必要な言語を示す。		○	—
	情報セキュリティ	システムログ	エラー情報の把握やUI/UXの改善に必要となるログ情報を取得すること。	○		第25条（公開型GISの要件）
		アクセス・操作ログ	管理システムのアクセスログ・操作ログを取得すること。	○		第25条（公開型GISの要件）
		不正プログラム対策	システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。	○		第25条（公開型GISの要件）
			システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いるOSやソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。	○		第25条（公開型GISの要件）
	データ移行	—	システム更新（再構築）の場合、前システムからのデータ移行の条件を記載する。（例）移行データの種類の		○	第21条（移行データ調整）
			将来的なシステム移行等に備え、保持するデータについては政府相互運用性フレームワーク（GIF）に準拠するなど標準的なデータモデルに沿った形にすること。		○	—
	サービス終了時・契約満了時等の対応	保有データの提供	「発注者」が登録した情報のうち、「発注者」の情報管理権限を有する情報については、全て抽出し「発注者」に提供することを指定	○		第25条（公開型GISの要件）
		保有データの消去等	サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること、消去においては、復元不可能な状態にすることを指定	○		第25条（公開型GISの要件）
	利用規約等	利用規約への同意	利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとる機能を有すること。	○		第25条（公開型GISの要件）
	問合せ機能	—	問合せ方法に関する情報が掲載できること。	○		第25条（公開型GISの要件）
	統計機能	—	システム・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計する機能	○		第25条（公開型GISの要件）

モデル仕様書・要件定義				本業務に おける対応		本仕様書における 記載箇所
機能分類体系			要件	必須 機能	今後 拡張	
大項目	中項目	小項目				
			例：延べ利用回数、Web ページビュー数、機能毎の利用数など			
	関係法規 制への対 応	—	サービスの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること	○		第25条（公開型GIS の要件）
	著作権	—	（必要な場合） ・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は「受託者」が行うこと。			第12条（成果品の帰 属）
資格管理	管理側ア カウント 管理	管理情報	職員用アカウントを登録できること。	○		第25条（公開型GIS の要件）
		アカウン ト設定方 法・認証 方法	登録できるユーザー数は無制限であること。	○		第25条（公開型GIS の要件）
			管理者によるパスワードのリセット（又は再設定）ができること。	○		第25条（公開型GIS の要件）
		アクセス 制御	職員アカウントは、所属ごとなどでグループ設定でき、各グループごとに利用可能な情報の権限設定を行えること。		○	—
■類型毎に異なる機能要件						
基本条件	地図の種 類・ライ センス		システムで使用する地図の種類、必要なライセンス数（同時接続数）について記載する。	○		第25条（公開型GIS の要件）
利用者向 け機能	トップ ページ	トップ ページ等	利用者向けトップページを設置する。 トップページで表示したい内容を指定する。 （例）システム名称、画像、利用上の注意、新着情報、操作マニュアル、問い合わせ先、地図ページへのリンク等	○		資料2 システム機能 要件（公開型GIS）
			利用者に市区町村のサービスであることが伝わりやすい工夫がされていること。 （例）自治体のキャラクター画像や記章等を設定する。	○		資料2 システム機能 要件（公開型GIS）
	地図表示 機能	背景図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。	○		資料2 システム機能 要件（公開型GIS）
			地形図、背景用民間地図等の元データがベクタレイヤの背景図については、タイル画像化して表示できること。	○		資料2 システム機能 要件（公開型GIS）
		凡例機能	表示中のアイコン等に対する凡例を表示し、表示・非表示の切り替えができること。	○		資料2 システム機能 要件（公開型GIS）
		地図表示	表示デバイスの位置情報を利用し、現在地を表示できること。	○		資料2 システム機能 要件（公開型GIS）
			表示画面中心に中心を表すマークの表示・非表示切替ができること。	○		資料2 システム機能 要件（公開型GIS）
			表示中の地図縮尺に対応したスケールバーを表示できること。	○		資料2 システム機能 要件（公開型GIS）
異なる施設情報、地図コンテンツ及び背景図を選択した2種類の地図を同一画面内に並べて表示できること。			○		資料2 システム機能 要件（公開型GIS）	

モデル仕様書・要件定義				本業務における対応		本仕様書における 記載箇所
機能分類体系			要件	必須 機能	今後 拡張	
大項目	中項目	小項目				
			並べて表示した地図について、拡大縮小や移動等の操作を連動できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			施設情報や地図コンテンツと背景図を重ね合わせて地図に表示できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			背景図に対し、アイコンなどの表示項目の透過度が設定可能であること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			表示している地図の内容を表示できるURLを表示できること。	○		エラー! 参照が見つかりません。
			ハッチングパターンは縦・横・斜め(右下がり、左下がりの各方向)で設定できること。		○	—
		索引図表示	表示中の地図範囲を示した索引図を表示できること。また、索引図の表示・非表示の切り替えができること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			索引図で指定した場所に地図表示を移動できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
		主題情報・シンボル情報	図形情報に対応するポイント(点)、ライン(線)、ポリゴン(面)を表示できる。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			図形(アイコンシンボル、線、面)の表示設定は、複数色、複数種類から選択できる。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			点レイヤと属性情報で構成されるシンボル情報を表示できること。また、点レイヤはアイコンとして表示できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			アイコンはシステム標準のものを用意し、追加できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			属性情報の値に従い、ラベルを地図上に表示できる。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			属性情報の値(角度)に従い、ラベルやアイコンを回転してを地図上に表示できる。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			縮尺に応じて、アイコンのサイズや形状等を変更せず、画面上で一定のサイズで表示できること。 また、ラベルやアイコンは、縮尺に応じて非表示にできること。非表示とする縮尺は、アイコンごとに設定できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
		関連ファイル	施設情報や地図コンテンツに関連ファイルを設定できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			アイコン、線レイヤ及び面レイヤをクリックすることにより、関連ファイルを表示できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			画像ファイルについては、ダウンロードしなくとも画面上に直接画像を表示できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
		拡大縮小	表示地図の縮尺を一定割合で拡大・縮小できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			表示地図領域内でマウス操作により矩形領域を指定し拡大できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			レイヤごとに、表示する縮尺範囲を指定できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)
			マウスホイールの操作により地図を拡大・縮小できること。	○		資料2 システム機能要件 (公開型GIS)

モデル仕様書・要件定義				本業務における対応		本仕様書における 記載箇所
機能分類体系			要件	必須 機能	今後 拡張	
大項目	中項目	小項目				
		移動	マウス操作により表示地図の任意の箇所1点を指定し、指定した箇所を画面の中心に表示できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			画面上に表示されるボタン等により、地図を任意の方向に一定割合で移動できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			マウス操作により地図をつかんだようにして移動できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
		URL・QR	表示した位置情報をURL出力できること	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			表示した位置情報の携帯電話用URLをQRコード変換して表示できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
	レイヤ管理等	レイヤ表示等	線レイヤ及び面レイヤと属性情報で構成される地図コンテンツを表示できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			レイヤ単位及び分類単位で表示・非表示の切り替えができる。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
	属性機能	属性情報設定	テキスト情報などを属性情報としてアイコン、線レイヤ及び面レイヤと関連付けて設定できること。（事業者による対応でもよい。）	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
		属性情報表示	地図上のアイコン等を選択することで、属性情報を表示できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
		属性一覧	地図上の地物の属性一覧を表示できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
		属性検索	属性一覧画面から地物を検索できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
		属性データ型	属性情報として以下のデータ型を設定できること。数値、文字列、URL	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			URLについてはハイパーリンクとして表示できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
	検索機能	住所検索	住所情報による地図検索ができること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			住所の表記は、全角、半角および英数字、漢数字、日本語表記、「一」「ー（長音）」による表示等、想定される住所表記に対して対応できる。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
		目標物検索	目標物による地図検索ができること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			キーワード入力による地図検索ができること。キーワードは文字の部分一致で検索できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			リスト選択による地図検索ができること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
		ルート検索	2地点間の最短経路を検索し、地図上に経路及び距離を表示できる。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
		座標検索	経度・緯度を指定して位置が検索できる。		○	—
			地図の任意地点の経度・緯度を表示できる。		○	—
	印刷・出力	印刷	画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを印刷できること。属性情報や凡例をあわせて印刷できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際の縮尺を予め指定したものに固定できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）

モデル仕様書・要件定義				本業務における対応		本仕様書における 記載箇所
機能分類体系			要件	必須 機能	今後 拡張	
大項目	中項目	小項目				
		データ出力	コピーライトや利用上の注意等、定型文を合わせて印刷できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			都市計画等一部の地図コンテンツについて、印刷する際のレイアウトを予め指定した独自の様式に変更できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			画面に表示した地図や施設情報、地図コンテンツを画像ファイルとして出力できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			CSV等で、地図に表示している地物の属性一覧を出力できること。また、出力項目等の管理が可能であること。		○	—
		計測	マウス操作により選択した距離、面積の計測が地図上で行えること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			距離及び面積の計測中に縮尺の変更やスクロールができる。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			計測結果が表示されている状態で、印刷や地図の画像を保存できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
	作図機能	作図	地図上に一時的な図形（点・線・面等）を作成できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
			一時的な図形を含めて印刷・画像出力できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
	スマートフォン対応	表示	スマートフォンに最適化された画面表示ができること。ピンチイン、ピンチアウト、ドラッグなどスマートフォンの操作により地図操作を直感的に行えること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
管理機能	お知らせ機能	お知らせ	新着情報や問い合わせ先等の情報を登録でき、トップ画面等利用者にわかりやすい位置に表示できること。	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）
		表示				
	地図表示機能	レイヤ表示	線レイヤは、線の種類や太さ、色、透過度等を変更できること。（事業者による対応でもよい。）		○	—
			面レイヤは、枠線や塗りつぶし部分の種類、太さ、色、透過度等を変更できること。（事業者による対応でもよい。）		○	—
			レイヤの表示順を設定できる。（事業者による対応でもよい。）		○	—
			レイヤの色分け表示、ラベル表示を設定できる。（事業者による対応でもよい。）		○	—
	公開管理	公開データ登録	※公開データの登録については、以下の点に留意し要件を決定 ○登録データを事業者に引き渡し、事業者が登録を行う場合 データの種類や情報更新の頻度等の指定、公開承認や公開期間等の指定を「発注者」で行う場合は、その内容を記載 ○庁内用GISと連携し、データを公開する場合 庁内用GISとの連携、公開・非公開設定についての仕様を記載 ○公開用データを「発注者」で登録する場合 登録機能および公開イメージ確認、公開・非公開設定、管理者による承認機能などの仕様	○		資料2 システム機能要件（公開型GIS）